

発委第4号

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成26年3月25日提出

提出者 伊賀市議会総務常任委員会

委員長 稲森 稔尚

副委員長 市川 岳人

委員 田中 覚

委員 生中 正嗣

委員 中谷 一彦

委員 岩田 佐俊

委員 安本 美栄子

委員 森岡 昭二

記

伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年伊賀市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 市長は、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決に当たっては、議会に対し、前条の規定により提出された書類及び前項による審査の内容について、十分な説明を行うものとする。

第6条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定により提出された事業報告書について、その内容を、議会に報告するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に終了した年度に係る報告から適用する。